

令和2年度 第1回 浜松市中央卸売市場 開設運営協議会

日時 令和2年6月18日（木）

午前10時00分～

会場 浜松市中央卸売市場

中央棟2階 大会議室

次 第

1 開会

2 開設者あいさつ

3 会長あいさつ

4 委員の紹介

5 議題

(1) 経営戦略について

(2) 市場再整備について

(3) 視察について

(4) その他

6 閉会

開設運営協議会 席次表

	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">会長</div> 静岡文化芸術大学 文化政策学部 森山 一郎	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">副会長</div> 浜松青果株式会社 代表取締役社長 松井 英司	
静岡県経済産業部 農業局 農業戦略課長 石川 盛一郎			株式会社浜松魚市 代表取締役社長 岡野 晴芳
浜名漁業協同組合 経理課長 伊藤 栄一			関連事業協同組合 理事 影山 太翼
浜中生産者組合 連合会 会長 原田 篤郎			水産仲卸協同組合 理事長 櫻井 秀己
浜松市消費者団体 連絡会 会長 野中 正子			消費生活 アドバイザー 宮田 綾子
浜松市産業部 中央卸売市場 業務グループ長 古橋 育三	浜松市産業部 中央卸売市場長 鈴木 克幸	浜松市産業部 農林水産担当部長 山下 文彦	浜松市産業部 中央卸売市場 市場長補佐 高柳 光男

浜松市産業部 中央卸売市場 管理グループ 三浦 宏之	浜松市産業部 中央卸売市場 管理グループ長 浅井 祐城
-------------------------------------	--------------------------------------

傍 聴 人 席

令和2年6月2日現在

浜松市中央卸売市場開設運営協議会 委員名簿

任期：令和元年5月1日～令和4年4月30日

No.	委員選出区分	選出機関等	氏名	期
1	知識経験者	静岡文化芸術大学 文化政策部 文化政策学科長	もりやま いちろう 森山 一郎	2
2	行政職員等	静岡県経済産業部 農業局 農業戦略課長	いしかわ せいいちろう 石川 盛一郎	1
3	知識経験者 (市場関係者)	浜松市中央卸売市場 水産卸売業者 株式会社浜松魚市 代表取締役社長	おかの はるよし 岡野 晴芳	1
4	知識経験者 (市場関係者)	浜松市中央卸売市場 青果卸売業者 浜松青果株式会社 代表取締役社長	まつい えいじ 松井 英司	1
5	知識経験者 (市場関係者)	浜松市中央卸売市場 関連事業協同組合 理事	かげやま だいすけ 影山 太翼	1
6	知識経験者 (市場関係者)	浜松市中央卸売市場 水産仲卸協同組合 理事長	きらい ひでみ 櫻井 秀己	1
7	知識経験者 (生産者代表)	浜中生産者組合連合会 会長	はらだ とくろう 原田 篤郎	1
8	知識経験者 (生産者代表)	水産物出荷者 浜名漁業協同組合 経理課長	いとう えいち 伊藤 栄一	2
9	知識経験者 (消費者代表)	消費生活アドバイザー	みやた あやこ 宮田 綾子	2
10	知識経験者 (消費者代表)	浜松市消費者団体連絡会 会長	のなか まさこ 野中 正子	1

※委員10人(男性8人、女性2人)。女性登用率は20.0%。

浜松市中央卸売市場事業経営戦略

団 体 名 : 浜松市

事 業 名 : 中央卸売市場事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 6 年度

※複数の市場を有する事業にあつては、市場ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事業開始年月日	昭和54年
職 員 数	15 人	市場種別区分	中央卸売市場
前 回 の 移 転 又 は 再 整 備 年 度	昭和54年	次回再整備予定年度	令和3年度 基本構想策定予定
広 域 化 実 施 状 況	※過去に他市場との統合等による広域化を実施した場合は、その概要及び実施年度を記載すること。 -		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	警備、建物管理、清掃等、施設維持管理にかかる一部業務を民間委託	
	イ 指定管理者制度	-	
	ウ PPP・PFI	-	

(2) 使用料形態

※取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

売上高割使用料の 概 要 ・ 考 え 方	(浜松市中央卸売市場業務条例施行規則別表第21による) 卸売業者市場使用料:1月につき1月の卸売金額の1,000分の2.5に相当する額 仲卸業者市場使用料:1月につき、仲卸業者が条例第22条第1項の許可に係る取扱品目に属する物品を市場の 卸売業者及び仲卸業者以外の者から買い入れて市場内において販売した場合における その買入れ物品の1月の販売金額の1,000分の2.5に相当する額	
施設使用料の 概 要 ・ 考 え 方	(浜松市中央卸売市場業務条例施行規則別表第21による) 種別により定められた額(別紙のとおり)	
使用料改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成31年4月1日	

(3) 現在の経営状況

年間取扱高 (t) ※過去3年度分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計	
	H29	74,173	28,085	25,783		2,514	130,555	
	H30	71,351	28,484	22,428		2,730	124,993	
	R1	74,239	26,724	22,521		2,478	125,962	
年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計	
	H29	17,628	10,753	27,405		587	56,373	
	H30	16,266	10,980	22,676		600	50,522	
	R1	15,592	10,935	21,453		558	48,538	
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29	118%		H30	109%		R1	121%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H29	87%		H30	74%		R1	87%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H29	0%		H30	0%		R1	0%
有形固定資産原価償却率 ※過去3年度分を記載	H29	91%		H30	89%		R1	92%
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	H29	0%		H30	0%		R1	0%

【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】

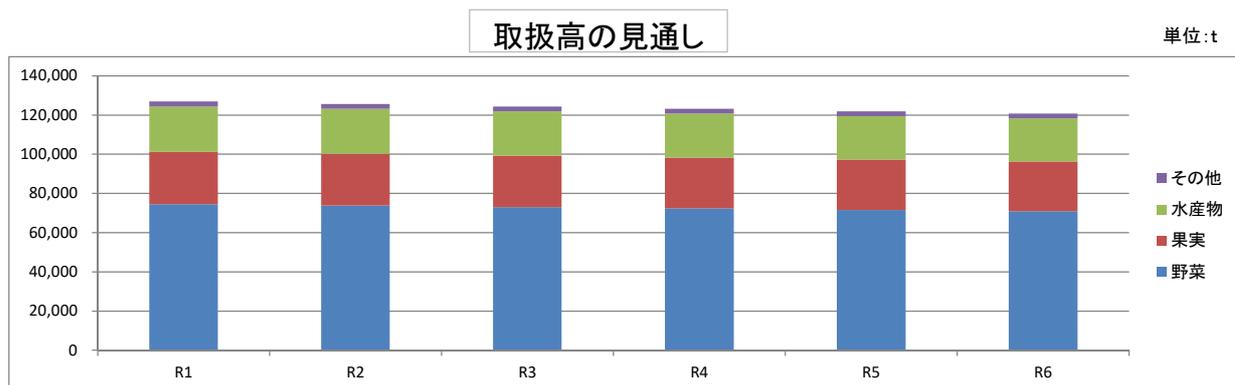
収益的収支比率は100%以上となっており、単年度収支黒字を維持している。
経費回収率については100%を下回っているが、これは、営業外収入の光熱水費納付金を考慮すれば、著しく悪化しているわけではない。

2. 将来の事業環境

(1) 取扱高(t)の見通し

※取扱高(t)の見通しについて、図表などを適宜用いながら、予測の方法(考え方)等も含め、分かりやすく記載すること。必要に応じて過去の推移についても記載すること。

販売・経営力の強化や情報発信機能の強化などにより取扱数量の維持に努めるが、物流の多様化による市場外流通の増加や、少子高齢化・人口減少等の社会的要因も踏まえ、前年比1%減で推計した。



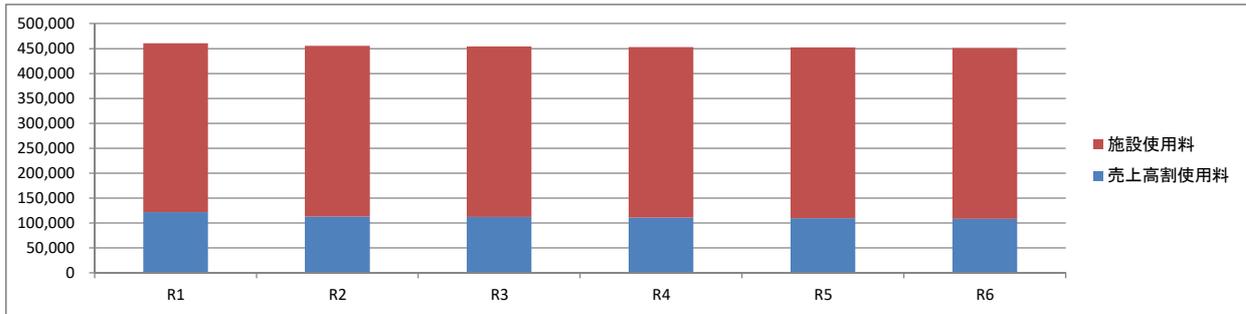
(2) 使用料収入の見通し

※使用料収入の見通しについて、図表などを適宜用いながら、予測の方法(考え方)等も含め、分かりやすく記載すること。必要に応じて過去の推移についても記載すること。

売上高割使用料については、近年は取扱高の減少が単価増につながらないことから、取扱高の減少に連動するものと仮定し、前年比1%減で推計した。施設使用料については、引き続き空き区画の解消に努めるものとし、現状維持にて推計した。

使用料収入の見通し

単位:千円



(3) 施設の見通し

※施設、設備等の老朽化度合、今後の更新見通しについて、図表などを適宜用いながら分かりやすく記載すること

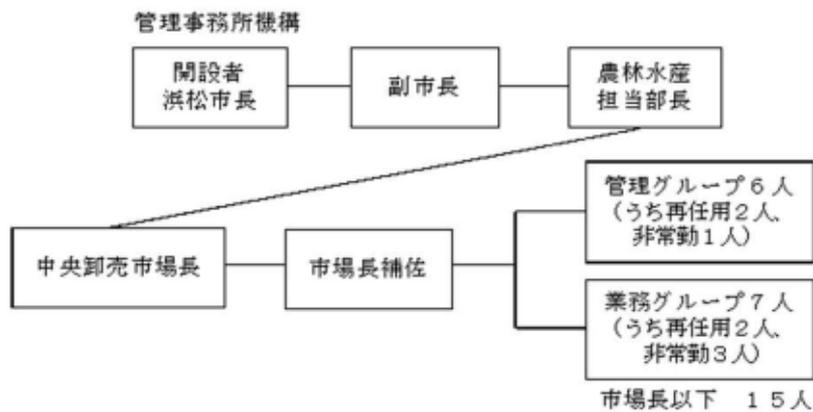
当面は施設の計画的修繕に取り組むこととし、施設の再整備については以下のスケジュールで行う予定。

- R2 あり方検討
- R3 基本構想策定
- R4～6 基本計画、民間活力導入可能性調査等

(4) 組織の見通し

※定員の管理計画等を踏まえた将来の職員数の見直し等について、図表などを適宜用いながら、分かりやすく記載すること。

再整備基本構想の策定に伴う管理運営体制の見直しが具体化するまでは、現状の組織・人員体制を継続する。



3. 経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。

- 1 市場管理・運営の効率化
- 2 販売・経営力の強化、集荷力の拡大

再整備基本構想の策定と併せ、経営の基本方針を具体化していく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	今後、再整備基本構想の策定と併せ、具体化していく。 引き続き独立採算の運営を継続する。
-----	--

- ・投資の平準化に関する事項
再整備の事業化までは新たな投資は行わない。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	今後、再整備基本構想の策定と併せ、具体化していく。 引き続き独立採算の運営を継続する。
-----	--

- ・売上高割使用料単価に関する事項
現行単価にて算出した。
- ・施設使用料単価に関する事項
現行単価にて算出した。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費に関する事項
再整備基本構想策定に伴う管理運営体制の見直しは具体化するまでは、現状の人員体制で算出するものとした。
- ・委託費に関する事項
施設の維持管理については業務委託により、引き続き適正かつ効果的に実施するものとした。
- ・防災・安全対策に関する事項
市場は生鮮食料品等の流通における基幹インフラであることから、市民サービスの低下を生じさせることのないよう、市場機能のライフラインとなる電気・給排水設備の整備を優先して計画した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	社会環境の変化に対応した施設整備と持続可能な管理・運営体制を実現するため、再整備の方針や手法、維持管理のあり方を含めた基本構想の策定について、民間活力の活用の可能性を踏まえ、取り組んでいく。
投資の平準化	当面は新たな改修投資は行わない。
広域化	—
その他の取組	再整備基本構想策定にあたっては、施設再配置やダウンサイジングなど、効率的な物流機能や整備費用圧縮の手法を検討していく。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	再整備の事業化までは現状のままとした。
企業債	—
繰入金	—
資産の有効活用等による収入増加の取組	再整備基本構想の策定にあたっては、余剰地の利活用等、民間等との連携強化を通じた資産の有効活用事例も踏まえ検討していく。
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	施設保守や点検業務等について、一定の包括的な業務委託など、施設維持の合理化や行政サービスの効率化を図っていく。
管理運営費	再整備の事業化までは現状のままとした。
職員給与費	再整備の事業化までは現状のままとした。
その他の取組	再整備に要する経費については、事業化が図られ次第盛り込んでいく。

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	公設市場は、地域住民に対する生鮮食料品等の安定的な供給という公共の必要性から設置されたものである。
公営企業として実施する必要性	生鮮食料品等の流通における公正かつ円滑な取引を確保する上で重要な役割を担っている。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方について記載すること。 再整備基本構想策定の進捗状況に従い、随時見直しを進めていく。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

30

1

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	665,058	638,825	633,111	631,981	630,862	629,755	628,658	
		(1) 営 業 収 益 (B)	450,094	460,457	455,400	454,270	453,151	452,044	450,947	
		ア 料 金 収 入	450,094	460,457	455,400	454,270	453,151	452,044	450,947	
		売 上 高 割 使 用 料	127,308	121,715	113,000	111,870	110,751	109,644	108,547	
		施 設 使 用 料	322,786	338,742	342,400	342,400	342,400	342,400	342,400	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)								
		ウ そ の 他								
		(2) 営 業 外 収 益	214,964	178,368	177,711	177,711	177,711	177,711	177,711	
		ア 他 会 計 繰 入 金								
		イ そ の 他	211,189	178,368	177,711	177,711	177,711	177,711	177,711	
		2 総 費 用 (D)	544,507	460,610	585,325	583,532	582,681	581,947	581,345	
		(1) 営 業 費 用	514,239	444,978	568,291	568,291	568,291	568,291	568,291	
		ア 職 員 給 与 費	92,512	89,610	99,252	99,252	99,252	99,252	99,252	
		うち 退 職 手 当								
		イ そ の 他	421,727	355,368	469,039	469,039	469,039	469,039	469,039	
		(2) 営 業 外 費 用	30,268	15,632	17,034	15,241	14,390	13,656	13,054	
		ア 支 払 利 息	7,530	5,539	4,549	2,756	1,905	1,171	569	
うち 一 時 借 入 金 利 息										
うち 資 本 費 平 準 化 債 分										
イ そ の 他	22,738	10,093	12,485	12,485	12,485	12,485	12,485			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	120,551	178,215	47,786	48,449	48,181	47,808	47,313			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	143,139	84,973	57,889					
		(1) 地 方 債								
		うち 資 本 費 平 準 化 債								
		(2) 他 会 計 補 助 金								
		(3) 他 会 計 借 入 金								
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金								
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	38,826							
		(6) 工 事 負 担 金								
		(7) そ の 他	104,313	84,973	57,889					
		2 資 本 的 支 出 (G)	235,092	206,951	105,643	43,120	39,901	31,411	32,014	
		(1) 建 設 改 良 費	168,073	137,941	57,889					
		うち 職 員 給 与 費								
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	67,019	69,010	47,754	43,120	39,901	31,411	32,014	
		うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金								
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金								
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金								
		(5) そ の 他								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 91,953	△ 121,978	△ 47,754	△ 43,120	△ 39,901	△ 31,411	△ 32,014			

投資・財政計画 (収支計画)

30

1

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 見 込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分							
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	28,598	56,237	32	5,329	8,280	16,397	15,299
積 立 金 (K)	23,691	84,626	32				
前年度からの繰越金 (L)	42,498	47,405	1,000	1,000	6,329	14,609	8,837
前年度繰上充用金 (M)							
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	47,405	19,016	1,000	6,329	14,609	31,006	24,136
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)							
実 質 収 支 黒 字 (P)	47,405	19,016	1,000	6,329	14,609	31,006	24,136
(N)-(O) 赤 字 (Q)							
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)							
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	109	121	100	101	101	103	102
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (R)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	450,094	460,457	455,400	454,270	453,151	452,044	450,947
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)							
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額 (T)							
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)							
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)							
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)							
地 方 債 残 高 (X)	273,235	204,225	156,471	113,351	73,449	42,038	10,025

○他会計繰入金

年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 見 込)	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区 分							
収 益 的 収 支 分							
うち基準内繰入金							
うち基準外繰入金							
資 本 的 収 支 分							
うち基準内繰入金							
うち基準外繰入金							
合 計							

浜松市中央卸売市場再整備基本構想策定事業

1 目的

- ・老朽化が著しい市場施設の再整備の方針や手法、維持管理のあり方を含めた基本構想を策定。
- ・市は開設する必要性を認識した上で、施策における位置づけを明確化。
- ・市場事業者は直面する社会情勢の変化に対応するための業務改善や事業連携等の契機に。

2 背景

- ・平成 28 年度 国の卸売市場整備方針に基づき経営展望を策定。
規制の緩やかな地方卸売市場への転換と指定管理者制度の導入の方針。
 - ・平成 29 年度 卸売業者による管理運営共同会社の設立検討まで具体化するも、国による食品流通構造の抜本的改革による規制緩和。議論の土台が大幅に変化。
 - ・平成 30 年度 法改正に伴う取引ルールの設定等、制度固めの協議を優先。
 - ・令和元年度 法改正に伴う条例等改正や認定申請手続きにめど。
- ※現在のところ、再整備の方向性についての決定事項はなし。

3 事業内容

(1) あり方の検討（令和 2 年度）

- ・基本構想策定の前段として、市場関係者への意向把握や他市場の動向調査を実施。
- ・市場施設の適正規模、持つべき機能、優先順位等、前提要件を整理。

(2) 再整備基本構想策定（令和 3 年度）

- ・前提条件を基にサウンディング（官民対話）調査を実施。民間活力導入の可能性、市場用地の利活用や事業収支の比較検討を行い、基本構想としてとりまとめ。

4 令和 2 年度支援事業者

- ・受託業者 (株)地域計画建築研究所 名古屋事務所（名古屋市）
- ・業務実績 令和元年度 川崎市卸売市場機能更新に係る検討支援
令和元年度 名古屋市中央卸売市場のあり方検討支援
平成 30 年度 岐阜市中央卸売市場経営展望作成及び再整備検討調査
平成 29 年度 奈良県中央卸売市場再整備基本構想策定に係る支援

5 令和 2 年度スケジュール

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業務開始	情報収集	アンケート	ヒアリング	中間報告		前提条件 検討		→	事業実施 工程表 作成	→
現状分析	←		可能性案 検討		→	管理運営 検討		→	報告書 作成	→

(3) 視察について

開設運営協議会では、市場運営に必要な事項を調査審議することを目的として、隔年で市場視察を実施しています。

○視察先経過

年度	視察先	視察内容	開催時期
平成26年度	東京都中央卸売市場 大田市場	先進市場の施設整備状況を把握し参考とするため。	9月
平成28年度	大阪府中央卸売市場	指定管理者制度を導入し、市場活性化策を図っていることから、取り組みについて参考とするため。	12月
平成30年度	東京都中央卸売市場 築地市場	豊洲市場への移転を控えた築地市場の活用状況を把握し参考とするため。	8月

○視察先案

視察先	視察目的
東京都中央卸売市場 豊洲市場	先進市場の活用状況を把握し参考とするため。
奈良県中央卸売市場	知事主導で集客や観光を目的とした大型の複合化、食の拠点としてPFI導入、余剰地を宿泊施設等として活用する計画が進められている。実際の事業着手は今後となるが、計画策定段階の議論の過程を知る上で参考とするため。

○視察実施及び開催時期について

・視察実施

両市場とも現段階においては視察受け入れについては慎重な対応がなされている。状況をとらえ、東京都中央卸売市場豊洲市場を優先しアプローチしていく。

・開催時期

新型コロナウイルス感染症拡大の動向、広域的な移動自粛の状況等をみながら判断し受け入れ先市場と協議していく。

(4) その他

資料として下記の6要綱の条項を添付しました(添付省略)。

- ・浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の施行及び様式を定める要綱
- ・浜松市中央卸売市場仲卸業務要綱
- ・浜松市中央卸売市場売買参加者要綱
- ・浜松市中央卸売市場買出人要綱
- ・浜松市中央卸売市場関連業務許可要綱
- ・浜松市中央卸売市場卸売の記録に関する要綱